

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
豊中警察署	<p>借用財産の契約相手方の変更について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 512 1454 768"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>相手方氏名</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>豊中市蛍池西町3丁目555</td> <td>0.50㎡</td> <td>通信設備設置</td> <td>(注) B</td> <td>無償</td> <td>平成22年2月1日から令和69年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成28年4月1日に契約の相手方がAからBに変更となったが、公有財産台帳では、「A」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	相手方氏名	年間借用料	借用期間	建物	豊中市蛍池西町3丁目555	0.50㎡	通信設備設置	(注) B	無償	平成22年2月1日から令和69年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。</p> <p>また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ修正登録を行った。</p> <p>今後は、担当者だけでなく幹部のチェック体制を強化し、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	相手方氏名	年間借用料	借用期間											
建物	豊中市蛍池西町3丁目555	0.50㎡	通信設備設置	(注) B	無償	平成22年2月1日から令和69年3月31日まで											

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月3日から令和5年1月31日まで)